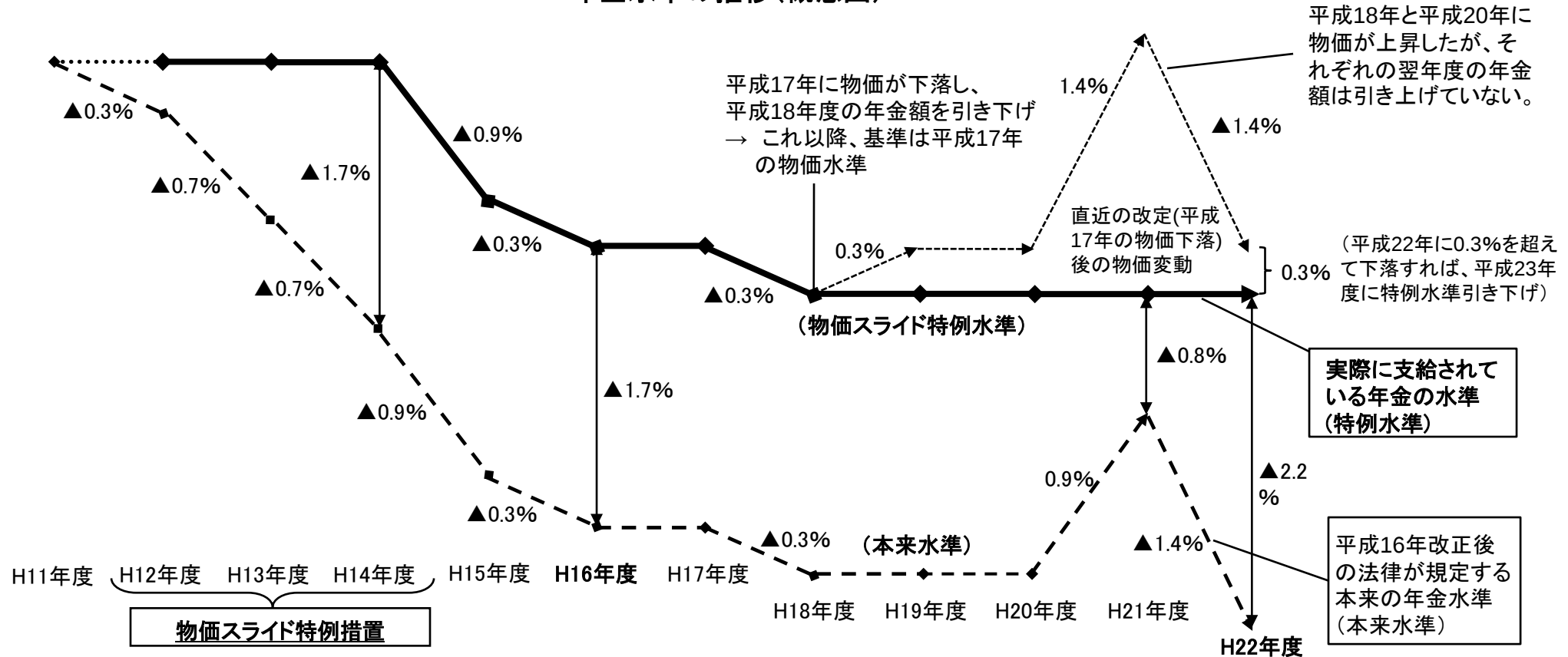


年金額の改定の仕組み

- 現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われている。(特例水準)
- 特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる物価水準(平成17年)を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。
- 一方、法律上本来想定している年金額(本来水準)は、物価や賃金の上昇や下落に応じて(※)増額や減額されるというルール。(※例えば、賃金の伸びが物価の伸びを下回った場合は、物価ではなく賃金で改定される。)
- 今後、物価や賃金の上昇により本来水準の年金額が特例水準の年金額を上回れば、本来水準の年金額が実際に支給されることとなる(平成22年度においては、その差は2.2%)。

年金水準の推移(概念図)



(注) 平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分(今回の措置により2.2%分となる)が解消された後に開始されることとされており、平成22年度においては行われず。